

ひとり親家庭の方へ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの

生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金

対象者（以下のすべてを満たす方）

- ・伊豆の国市にお住まいで、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親
- ・児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準にある方
（所得基準を超えた場合でも1年に限り引き続き対象となります。）
- ・6ヵ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・仕事や育児と資格取得の両立が困難であると認められる方
- ・過去に同様の給付金を受けたことがない方

対象資格

医療	看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士
福祉	介護福祉士・保育士・社会福祉士
その他	美容師・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座(情報関係に限る)を受講して取得することができる資格

支給内容

訓練促進給付金

○修業期間中（上限4年(48月)）

住民税非課税世帯	月額	100,000円
	（最終12月）	140,000円
住民税課税世帯	月額	70,500円
	（最終12月）	110,500円

修了支援給付金

○修了後

住民税非課税世帯	50,000円
住民税課税世帯	25,000円

修業開始より前に事前相談が必要です！

電話でご予約をお願いします。



お問い合わせ先

伊豆の国市こども家庭センター（大仁庁舎）

電話 0558-76-8008

（受付時間 平日 8:30～17:00）

高等職業訓練給付金 申請手続きの流れ

①事前相談（要予約） 電話：0558-76-8008	資格取得計画・生活状況などを聞き取りします。 «持ち物» ・受講予定の講座の資料、パンフレット ・本人確認書類
②訓練促進給付金の申請 （入学後申請）	«提出書類等» ・在学証明書（訓練校への在籍が確認できる証明書） ・本人と子の戸籍謄本 ・児童扶養手当証書（※受給している方） ・振込先口座の分かるもの （通帳、キャッシュカード等） ・マイナンバーカード
③訓練促進給付金支給	毎月指定の口座に振込みます。 ・3カ月に1度程度、講座受講状況を確認します。 ・進級時に新学年の在学証明書等を提出して下さい。 ・毎年8月支給分から、前年の収入により支給金額の見直しをします。変更がある場合は変更届を提出していただきます。
④修了支援給付金の申請 （修了後30日以内に申請）	«提出書類等» ・修了証明書 ・資格取得の証明書 ・本人と子の戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・振込先口座の分かるもの （通帳、キャッシュカード等） ・マイナンバーカード
⑤修了支援給付金支給	指定の口座に振込みます。